

男女共同参画社会づくりのための市民意識調査

調査ご協力をお願い

日頃から、市政の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

延岡市では、「延岡市男女共同参画推進条例」や「第2次のべおか男女共同参画プラン（令和3年度までの計画）」に基づき、男女共同参画社会づくりを推進しているところです。

この度、市民の皆様の男女共同参画に関するお考えやご意見を、令和4年度からの「第3次のべおか男女共同参画プラン」に反映させるため、市民意識調査を行うことといたしました。

この調査は、市内にお住まいの18歳以上の方2,000人（男女各1,000人）を無作為に選んで行うもので、そのお一人としてのあなた様にアンケートの回答をお願いすることとなったものです。

調査の過程や結果の公表にあたり、個人が特定されるようなことは絶対にございませので、どうぞ、日頃のお考えを率直にお答えくださいますようお願いいたします。

出来るだけ多くの市民の皆様のお考えやご意見を第3次のべおか男女共同参画プランの策定に反映させたいと考えておりますので、ご多忙のところお手数をおかけしまして大変恐縮ですが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月

延岡市長 読谷山 洋司

ご記入に際してのお願い

- 1 アンケートは、封筒の宛名ご本人がご回答ください。
ご本人によるご回答が困難な方は、ご家族などのご協力によりご回答ください。
- 2 ご回答は、この調査票に、黒色のボールペンや鉛筆で直接ご記入ください。
- 3 選択肢がある場合は、番号を○印で囲んでください。
- 4 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、説明にしたがってご回答ください。
- 5 ご記入いただきました調査票は、無記名のまま、同封の返信用封筒に入れて、12月6日（金）までにポストに投函してください。（切手は不要です。）
- 6 ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

延岡市企画部男女共同参画推進室

〒882-0816 延岡市桜小路360番地2（延岡市男女共同参画センター）

電話：0982-22-7056 FAX：0982-23-1145

メールアドレス：danjo@city.nobeoka.miyazaki.jp

はじめに、お答えいただいた回答を統計的に分析するため、
あなたとあなたのご家族についておたずねします。

問1 あなたがお住まいの地区はどちらですか。 どちらかに○（この質問の回答は任意）

1 旧延岡市地区	2 北方町・北浦町・北川町
----------	---------------

問2 あなたの性別をお聞かせください。 （○は1つだけ）

1 女性	2 男性	※性自認を含みます
------	------	-----------

問3 あなたの年齢は次のどれにあたりますか。 （○は1つだけ）

1 18～20 歳	2 21～29 歳
3 30～39 歳	4 40～49 歳
5 50～59 歳	6 60～69 歳
7 70～79 歳	8 80 歳以上

問4 あなたの雇用形態についておたずねします。 （○は1つだけ）

1 自営業主	2 家族従業者	3 会社などの役員
4 正社員（職員）	5 契約社員（職員）・派遣社員（職員）	
6 パート、アルバイト、嘱託	7 学生	8 家事専業
9 無職	10 その他（	）

問5 あなたは結婚していますか。結婚には婚姻届を提出していない事実婚も含みます。

（○は1つだけ）

1 結婚している	2 離別、死別した	3 結婚していない
----------	-----------	-----------

〈問5で、1 結婚しているとお答えの方におたずねします。〉

→それ以外の方は、問7へお進みください。

問6 あなたの配偶者（パートナー）の雇用形態についておたずねします。 （○は1つだけ）

1 自営業主	2 家族従業者	3 会社などの役員
4 正社員（職員）	5 契約社員（職員）・派遣社員（職員）	
6 パート、アルバイト、嘱託	7 学生	8 家事専業
9 無職	10 その他（	）

〈全ての方におたずねします。〉

問7 あなたのご家族の構成は次のどれに当てはまりますか。 （○は1つだけ）

1 単身（一人世帯）	2 夫婦のみ	
3 二世帯世帯（自分と親）	4 二世帯世帯（自分と子ども）	
5 三世帯世帯（自分と子どもと孫）	6 三世帯世帯（親と自分と子ども）	
7 三世帯世帯（祖父母と親と自分）	8 その他（具体的に：	）

1 男女平等意識について

問8 男女の平等感

あなたは、次の①～⑧にあげるような分野で、男女は平等になっていると思いますか？
(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれひとつ) →	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない
① 家庭生活の場	1	2	3	4	5	6
② 職場	1	2	3	4	5	6
③ 学校教育の場	1	2	3	4	5	6
④ 地域生活（町内会、自治会など）	1	2	3	4	5	6
⑤ 政治の場	1	2	3	4	5	6
⑥ 法律や制度の上	1	2	3	4	5	6
⑦ 社会通念・慣習・しきたりなど	1	2	3	4	5	6
⑧ 社会全体	1	2	3	4	5	6

問9 男女平等になるために重要なこと

今後、男女が社会のあらゆる分野でもっと平等になるために、最も重要と思われることは何でしょうか。
(○は1つだけ)

- 1 法律や制度の面で男女差別につながるものを改める
- 2 男性はこうあるべき、女性はこうあるべきという性別による役割分担意識や固定的な社会通念、慣習、しきたりを改める
- 3 女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得する
- 4 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図る
- 5 政府や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実させる
- 6 その他(具体的に:)

問10 男女の役割分担意識についての考え方

「男性は外で働き、女性は家庭を守る」というような、性別によって役割を決めつける考え方について、あなたはどのように思いますか。 (○は1つだけ)

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 賛成 | 2 どちらかといえば賛成 |
| 3 どちらかといえば反対 | 4 反対 |
| 5 どちらともいえない | |

↓
(1または2と答えた方に)
その理由を次の中から選んで下さい
(○は1つだけ)

- | |
|-----------------------------|
| 1 男女の生まれつきの適性であるから |
| 2 親からそのように教えられたから |
| 3 育児や介護のためには、女性が家庭に入る方が良いから |
| 4 女性は職業上不利な面が多いから |
| 5 男性が家族を養うのが当たり前のことだから |
| 6 女性が家庭に入ると、心がやすらぐため |
| 7 その他
(具体的に:) |
| 8 わからない |

↓
(3または4と答えた方に)
その理由を次の中から選んで下さい
(○は1つだけ)

- | |
|----------------------------------|
| 1 性別で男女の役割は決められたものではないから |
| 2 親からそうでないと教えられたから |
| 3 仕事上、活躍している女性が多いから |
| 4 世間一般にそのような風潮があるから |
| 5 一般に女性の自由時間が増えたので家庭に関わる時間が減ったため |
| 6 男性も女性も仕事をするのが当たり前だから |
| 7 その他
(具体的に:) |
| 8 わからない |

2 家庭生活及び結婚・家庭観について

〈現在結婚されている方（事実婚の方を含む）におたずねします。〉

→それ以外の方は、問12へお進みください。

問11 家庭生活での夫婦の役割分担状況

あなたのご家庭では、次の①～⑨にあげるような家庭内の仕事を、主にどなたが
していますか。

※育児や子どもの教育、親の介護等については、現在該当しなくても過去にご経験が
あれば、それをもとにお答えください。

(○は1つだけ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ) →	主に妻が行っている	主に妻が行い夫が一部を分 担している	同程度分担している	主に夫が行い妻が一部を分 担している	主に夫が行っている	主に夫と妻以外の人が行っ ている	現在も過去も対象がない
① 家計を支える(生活費を稼ぐ)	1	2	3	4	5	6	7
② 掃除、洗濯、食事の支度などの 家事をする	1	2	3	4	5	6	7
③ 日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5	6	7
④ 育児、子どものしつけをする	1	2	3	4	5	6	7
⑤ 学校の行事に参加する	1	2	3	4	5	6	7
⑥ 地域の行事に参加する	1	2	3	4	5	6	7
⑦ 親の世話・介護をする	1	2	3	4	5	6	7
⑧ 高額の商品や土地・家屋の購入 を決める	1	2	3	4	5	6	7
⑨ 家庭の問題における最終的な決 定をする	1	2	3	4	5	6	7

〈すべての方におたずねします。〉

問12 理想とする家庭生活での夫婦の役割分担

あなたの理想としては、どのように分担するのがよいとお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれひとつ)	主に妻が行う	主に妻が行い夫が一部を分担する	同程度分担する	主に夫が行い妻が一部を分担する	主に夫が行う
① 家計を支える(生活費を稼ぐ)	1	2	3	4	5
② 掃除、洗濯、食事の支度などの家事をする	1	2	3	4	5
③ 日々の家計の管理をする	1	2	3	4	5
④ 育児、子どものしつけをする	1	2	3	4	5
⑤ 学校の行事に参加する	1	2	3	4	5
⑥ 地域の行事に参加する	1	2	3	4	5
⑦ 親の世話・介護をする	1	2	3	4	5
⑧ 高額の商品や土地・家屋の購入を決める	1	2	3	4	5
⑨ 家庭の問題における最終的な決定をする	1	2	3	4	5

問13 あなたは、普段(休日や特別な日を除いて)次にあげる事柄について、通常どのくらいの時間をかけていますか。

(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)	なし	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上2時間未満	2時間以上3時間未満	3時間以上4時間未満	4時間以上	わからない
① 炊事、洗濯、掃除等	1	2	3	4	5	6	7	8
② 子どもの世話	1	2	3	4	5	6	7	8
③ 病人や高齢者の介護	1	2	3	4	5	6	7	8
④ 仕事	1	2	3	4	5	6	7	8
⑤ 自由時間	1	2	3	4	5	6	7	8

問14 出生率の低下が言われていますが、それはなぜだと思いますか (○は2つまで)

1	育児より仕事に生きがいを感じる女性が多くなったから
2	女性に経済力がつき、独身志向の人が多くなったから
3	家事や育児に女性の負担がかかりすぎるから
4	出産や養育、教育費の経済負担が大きいから
5	育児に興味や自信が持てないから
6	男性が家事・育児に参加する環境が整っていないから
7	保育施設や育児に関する諸制度が充実していないから
8	育児にわずらわされず、夫婦二人の生活を楽しむ人が増えたから
9	子どもを育てるための住宅事情が悪いから
10	その他(具体的に: _____)
11	わからない

問15 子どものしつけや教育について

あなたは次の①～④にあげるような子どものしつけや教育について、どのようにお考えですか。 (○はそれぞれ1つずつ)


※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)		賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	どちらともいえない
—————→						
①	女の子も男の子も同等に経済的に自立できるような職業人としての教育が必要だ	1	2	3	4	5
②	男の子も女の子も炊事・掃除・洗濯など、生活に必要な技術を身につけさせるほうがよい	1	2	3	4	5
③	男の子は男の子らしく、女の子は女の子らしく育てた方がよい	1	2	3	4	5
④	男の子は理科系、女の子は文科系に進んだほうがよい	1	2	3	4	5

問16 結婚・家庭観

結婚、家庭について、あなたのご意見をおうかがいします。

次の①～②にあげるような考え方について、どのようにお考えですか。

(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ) 	賛成	どちらかといえば賛成	どちらかといえば反対	反対	どちらともいえない
① 結婚は個人の自由であり、結婚してもしなくてもどちらでも良い	1	2	3	4	5
② 結婚しても必ずしも子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5

3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

問17 仕事と生活のバランスの希望

「仕事」「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度についてあなたの希望に最も近いものはどれですか。

（○は1つだけ）

- 1 「仕事」を優先したい
- 2 「家庭生活」を優先したい
- 3 「地域・個人の生活」を優先したい
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい
- 5 「仕事」と「地域・個人生活」をともに優先したい
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに大切にしたい
- 8 わからない

問18 仕事と生活のバランスの現状

「仕事」「家庭生活」、地域活動・学習・趣味・付き合いなどの「地域・個人の生活」の優先度についてあなたの現状・現実に最も近いものはどれですか。

（○は1つだけ）

- 1 「仕事」を優先している
- 2 「家庭生活」を優先している
- 3 「地域・個人の生活」を優先している
- 4 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している
- 5 「仕事」と「地域・個人生活」をともに優先している
- 6 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している
- 7 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに大切にしている
- 8 わからない

問19 仕事と生活の調和のために必要なこと

一般に、男女が共に仕事と家庭生活や地域活動の両立を可能とするためには、特にどのようなことが必要だと思いますか。

(○は3つまで)

- 1 給与等の男女間格差の解消
- 2 労働時間の短縮及び休暇制度の充実・普及
- 3 育児休業・介護休業制度を利用しやすい職場環境の整備(代替要員の確保など)
- 4 育児や介護のために退職した社員(職員)の復職または再就職が可能となるような制度の導入
- 5 柔軟な勤務制度の導入(在宅勤務やフレックスタイム制度など)
- 6 金銭面での支援の充実(出産一時金や育児休業・介護休業中の手当の増額など)
- 7 保育・介護サービスの向上(保育・介護施設の充実や保育・介護時間の延長など)
- 8 男女の役割分担についての社会通念、慣習などの解消
- 9 仕事中心という社会全体の仕組みの改善
- 10 男性が家事などに参加することへの抵抗感の解消
- 11 女性が働くことに対する家族や周囲の理解と協力
- 12 家事の分担などについての夫婦や家族間での話し合い
- 13 家庭や学校における男女平等教育
- 14 その他(具体的に: _____)

4 就業について

〈現在仕事に就いている方におたずねします。〉

問20 あなたが働いているのは、どのような理由からですか。 (〇はいくつでも)

1	生計を維持するため
2	家計の足しにするため
3	住宅ローンなど借金の返済のため
4	教育資金を得るため
5	将来に備えて貯蓄するため
6	自分で自由に使えるお金を得るため
7	やりがいや充実感を得るため
8	自分の能力や資格などを活かすため
9	視野を広げたり、友人を得たりするため
10	社会に貢献するため
11	仕事をするのが好きだから
12	働くのが当然だから
13	時間に余裕があるから
14	家業であるから
15	その他(具体的に: _____)

問21 職場での男女差

あなたの職場では、次の①～⑦にあげるような分野で、性別によって差があると思いますか。

(〇はそれぞれ1つつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (〇はそれぞれひとつずつ)	男性の方が非常に優遇されている	どちらかが優遇されやすい	平等である	どちらかが優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない
① 募集・採用	1	2	3	4	5	6
② 賃金	1	2	3	4	5	6
③ 仕事の内容	1	2	3	4	5	6
④ 昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
⑤ 能力評価(業績評価・人事考課など)	1	2	3	4	5	6
⑥ 研修の機会や内容	1	2	3	4	5	6
⑦ 育児・介護休暇など休暇の取得しやすさ	1	2	3	4	5	6

〈現在仕事に就いていない方におたずねします。〉

問22 あなたが働いていないのは、どのような理由からですか。 (○はいくつでも)

- 1 経済的に働く必要がないため
- 2 自分のやりたいことをしたいため
- 3 家にいるのが当然だから
- 4 家事や育児に専念したいから
- 5 健康上または体力的な理由のため
- 6 希望どおりの仕事を得られないから
- 7 家族が望まないから
- 8 家族の介護や世話をするため
- 9 在学中だから
- 10 高齢だから
- 11 働くことに向いていないから
- 12 その他(具体的に:)

〈すべての方におたずねします。〉

問23 女性の就業についての意識

女性の就業について、あなたはどのようなお考えをお持ちですか。(○は1つだけ)

- 1 女性は仕事をもたない方がよい
- 2 結婚するまでは、仕事をもつ方がよい
- 3 子どもができるまでは、仕事をもつ方がよい
- 4 子どもができて、仕事を続ける方がよい
- 5 子どもができたなら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい
- 6 その他(具体的に:)

問24 女性の就業継続について

女性が結婚・出産後も職業を持ち、働き続けるためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

- 1 賃金の男女格差を改める
- 2 昇進・昇格の男女格差を改める
- 3 残業や休日出勤ができないことで不利益な扱いをしない
- 4 育児休業や短時間制度などの仕事と家庭の両立ができる制度を充実する
- 5 男性の家事・育児・介護等への参加を促すための啓発をする
- 6 結婚・出産・介護などの都合でいったん退職した女性のための再雇用制度を普及、促進する
- 7 その他(具体的に:)

問25 男性の育児休業取得について

宮崎県の平成30年度の労働条件等実態調査によると育児休業取得率は、女性が82.7%であるのに対し、男性は5.6%と低い水準になっています。男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いませんか。

(○は2つまで)

- 1 周囲に前例となる男性がいないから
- 2 職場に取りやすい雰囲気がないから
- 3 仕事が忙しいから
- 4 取ると仕事で周囲の人に迷惑がかかるから
- 5 人事評価や昇給に影響があるから
- 6 休業補償が十分でなく、経済的に困るから
- 7 育児・介護は女性の方が適しており、男性が取る必要はないから
- 8 その他(具体的に:)

5 地域活動について

問26 地域活動への参加

あなたは次のような活動をしていますか。

(○はいくつでも)

- 1 県・市の審議会・委員会委員
- 2 町内会・自治会等の活動
- 3 PTA 活動
- 4 こども会などの青少年育成活動
- 5 青年団体・女性団体・高齢者団体の活動
- 6 NPO やボランティアなどの市民活動
- 7 その他の社会活動(具体的に:)
- 8 参加していない

問27 地域社会での慣習等

あなたの地域では次のようなことがありますか。

(○はいくつでも)

- 1 役員や催し物の企画などの決定は主に男性がする
- 2 集会などにおいては、男性が上座に座る
- 3 祭りや葬儀などは男性が取り仕切る
- 4 清掃などの地域の作業には女性が主に参加する
- 5 集会でのお茶くみ、調理等は女性がする
- 6 その他(具体的に:)

6 政策決定への参画について

問28 政策の企画・方針決定に関する意識

近年、女性の社会進出は進みつつあるものの、町内会や自治会の長、審議会委員や議員等にはまだ女性が少ないのが現状です。このような政治や行政における政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由は何だと思いませんか。

(○は3つまで)

- 1 男性優位の組織運営
- 2 家族の支援・協力が得られない
- 3 女性の能力開発の機会が不十分
- 4 女性の活動を支援するネットワークの不足
- 5 家庭、職場、地域における性別役割分担や性差別の意識
- 6 女性の側の積極性が十分でない
- 7 女性の参画を積極的に進めようと意識している人が少ない
- 8 その他(具体的に: _____)

問29 女性の社会参画

政策・方針決定にかかわる役職において、あなたはどのような分野に女性がもっと増える方がよいと思いませんか。

(○は3つまで)

- 1 都道府県知事・市町村長
- 2 国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員
- 3 国家公務員・地方公務員の管理職
- 4 裁判官・検察官・弁護士
- 5 大学教授
- 6 国連などの国際機関の管理職
- 7 企業の管理職
- 8 企業の経営者
- 9 労働組合の幹部
- 10 農協・漁協の幹部
- 11 町内会長・自治会長
- 12 特にない
- 13 その他(具体的に: _____)

問30 女性の社会進出のために必要な措置

女性があまり進出していない分野に女性の進出を進めていくために、どのような措置をとるのがよいと思いますか。 (〇は3つまで)

- 1 政党が、選挙の候補者に一定の割合で女性を含めるようにする
- 2 国や地方自治体の審議会・委員会の委員などに女性を優先的に任命する
- 3 国や地方自治体が、公共事業の発注にあたって女性を積極的に活用する企業などを優遇する
- 4 国や地方自治体が、女性を積極的に活用する企業などに助成を行ったり、税を軽減したりする
- 5 国や地方自治体が、職員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割合制(クォータ制)を設けるようにする
- 6 国や地方自治体が自主的に、女性職員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性職員の進出を促す計画を策定する。
- 7 企業が、社員の採用や管理職への登用などで女性の数や比率を定める割当制(クォータ制)を設けるようにする
- 8 企業などが自主的に、女性社員の採用・登用・教育訓練などに目標を設けたり、女性社員の進出を促す計画を策定する
- 9 理工系などの女性の少ない大学の学部への進学を促すため、啓発や情報提供などの支援を行う
- 10 女性の起業家に対し融資などの支援を行う
- 11 その他(具体的に:)

7 人権への配慮について

問3 1 女性の人権についての意識

あなたは、次の①～⑨にあげる事柄について、女性の人権が尊重されていないと感じますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ) 	人権が尊重されていないと感じる	どちらともいえない	そうは感じない
① 「女社長」、「未亡人」のように女性にだけ用いられる言葉	1	2	3
② 女性の容ぼうを競うミス・コンテスト	1	2	3
③ 女性の身体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など	1	2	3
④ 女性のヌード写真などを掲載した雑誌	1	2	3
⑤ 職場におけるセクシャル・ハラスメント(性的いやがらせ)	1	2	3
⑥ 家庭内での夫から妻への暴力(酒に酔ってなぐるなど)	1	2	3
⑦ 女性に対するストーカー(つきまとい行為)	1	2	3
⑧ 痴漢行為	1	2	3
⑨ 買春	1	2	3

問3 2 配偶者等からの暴力に対する意識

あなたは、あなたの夫や妻又は恋人が、次の①～⑪のようなことをした場合、それを暴力だと思いますか。
(○はそれぞれ1つずつ)

<p>※各項目ごとに横に見てお答えください (○はそれぞれ1つずつ)</p> <p style="text-align: center;">—————▶</p>	<p>あたる思う どんな場合も暴力に</p>	<p>ない場合がある 暴力の場合とそうで</p>	<p>わな ない 暴力にあたると思</p>
① 大声でどなる	1	2	3
② 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性(かいしょう)なし」という	1	2	3
③ 交友関係や電話を細かく監視する	1	2	3
④ 生活費を渡さない	1	2	3
⑤ 何でも勝手に決め、命令する	1	2	3
⑥ 何を言っても無視し続ける	1	2	3
⑦ 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	1	2	3
⑧ いやがっているのに性的行為を強要する	1	2	3
⑨ 医師の治療が必要とならない程度の暴行をする	1	2	3
⑩ 医師の治療が必要となる程度の暴行をする	1	2	3
⑪ 命の危険を感じるくらいの暴行をする	1	2	3

問33 配偶者からの暴力を受けた経験

あなたは、あなたの夫や妻または恋人から、次のようなことをされたことがありますか。 (〇はいくつでも)

- 1 大声でどなられる
- 2 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性(かいしょう)なし」と言われる
- 3 交友関係や電話を細かく監視される
- 4 生活費を渡されない
- 5 何でも勝手に決められ、命令される
- 6 何を言っても無視され続ける
- 7 見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せられる
- 8 いやがっているのに性的行為を強要される
- 9 医師の治療が必要とならない程度の暴行を受ける
- 10 医師の治療が必要となる程度の暴行を受ける
- 11 命の危険を感じるくらいの暴行を受ける
- 12 その他(具体的に:)
- 13 1～12のような経験は全くない

〈問33で1～12を選択した方におたずねします。〉

→13を選択した方は、問36へお進みください。

問34 配偶者等からの暴力を受けた時の相談先

あなたは、問33であげたような夫や妻または恋人からの行為について、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。 (〇はいくつでも)

- 1 警察に連絡・相談した
- 2 人権擁護委員に相談した(法務局・地方法務局の人権相談窓口を含む)
- 3 女性相談所、女性相談員に相談した
- 4 男女共同参画センター相談員に相談した
- 5 その他の公的な機関に相談した
- 6 民間の機関(弁護士会・民間シェルターなど)に相談した
- 7 医師に相談した
- 8 家族に相談した
- 9 友人・知人に相談した
- 10 どこ(だれ)にも相談しなかった
- 11 その他(具体的に:)

〈問34で10とお答えの方におたずねします。〉

→それ以外の方は、問36へお進みください。

問35 配偶者等から暴力を受けたときに相談しなかった理由

どこ（だれ）にも相談しなかったのはなぜですか。 (〇はいくつでも)

- 1 どこ(だれ)に相談してよいのかわからなかったから
- 2 恥ずかしくてだれにも言えなかったから
- 3 相談してもむだだと思ったから
- 4 相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- 5 担当者の言動により不快な思いをすと思ったから
- 6 自分さえがまんすれば、なんとかこのままでやっていけると思ったから
- 7 世間体が悪いから
- 8 他人を巻き込みたくなかったから
- 9 そのことについて思い出したくなかったから
- 10 自分にも悪いところがあると思ったから
- 11 相談するほどのことでもないと思ったから
- 12 その他(具体的に:)

〈すべての方におたずねします。〉

問36 配偶者等に対して暴力を行った経験

あなたは、あなたの夫や妻または恋人に対して、次のようなことを行ったことがありますか。 (〇はいくつでも)

- 1 大声でどなる
- 2 「誰のおかげで生活できるんだ」とか「甲斐性(かいしょう)なし」という
- 3 交友関係や電話を細かく監視する
- 4 生活費を渡さない
- 5 何でも勝手に決め、命令する
- 6 何を言っても無視し続ける
- 7 いやがっているのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる
- 8 いやがっているのに性的行為を強要する
- 9 医師の治療が必要とならない程度の暴行を行う
- 10 医師の治療が必要となる程度の暴行を行う
- 11 相手が命の危険を感じるくらいの暴行を行う
- 12 その他(具体的に:)
- 13 1～12のような経験は全くない

問37 メディアにおける性・暴力表現についての意識

テレビ、新聞、雑誌等のメディアにおける性・暴力表現について、あなたはどのようにお考えですか。 (〇はいくつでも)

- 1 女性の性的側面を過度に強調するなど、行き過ぎた表現が目立つ
- 2 社会全体の性に関する道徳観・倫理観が損なわれている
- 3 女性に対する犯罪を助長するおそれがある
- 4 そのような表現を望まない人や子どもの目に触れないような配慮が足りない
- 5 女性のイメージや男性のイメージについて偏った表現をしている
- 6 その他(具体的に:)
- 7 特に問題はない

問38 女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために必要なこと

女性が生涯にわたり心身ともに健康であるために、特にどのようなことが大事だと思いますか。 (〇は3つまで)

- 1 女性の心や身体の健康の問題に関する専門の相談窓口を整備する
- 2 女性の医師が診療を行う「女性専門外来」を充実させる
- 3 女性特有の病気や性感染症に対する理解を広げるための広報を行う
- 4 学校教育の場で、男女平等の精神を基にした性教育を行う
- 5 学校教育や地域社会で、薬物乱用防止の教育を行う
- 6 女性が性生活について、主体的・総合的に判断する力をつける
- 7 不妊に関する専門の相談体制を充実させる
- 8 ライフステージに応じた健康づくりの講習を行う
- 9 その他(具体的に:)

8 男女共同参画センターについて

問39 延岡市男女共同参画センターの認知度

延岡市では、男女共同参画社会づくりの拠点として、「延岡市男女共同参画センター」を設置し、次のような事業を行っております。

所在地：延岡市桜小路360番地2（川中コミュニティセンター2階）

- ① 情報提供事業～関連図書の閲覧・貸出、ポスター・チラシの設置
- ② 啓発事業～情報誌「響」の発行、研修・出前講座の実施、講演会の開催
- ③ 相談事業～電話相談・面接相談

※一部事業を「のべおか男女共同参画会議21」に委託しています

あなたは、上記の事業についてどの程度ご存じですか。 (○は1つだけ)

- 1 内容まで詳しく知っている
- 2 おおよそ知っている
- 3 名前は聞いたことがあるが、内容は知らない
- 4 知らない

問40 延岡市男女共同参画センターの利用の有無

実際に、延岡市男女共同参画センターを利用したことがありますか。

(○は1つだけ)

- 1 2度以上利用したことがある
- 2 1度だけ利用したことがある
- 3 利用したことがない(理由)

問41 延岡市男女共同参画センターに期待すること

あなたが男女共同参画センターに必要だと思う、あなたが期待することは何ですか。 (○はいくつでも)

- 1 男女共同参画に関する情報、書籍、資料等の収集と提供
- 2 男女共同参画を推進するための広報啓発誌等の作成と配布
- 3 男女共同参画に関する講演会、シンポジウム、フォーラム等の開催
- 4 男女共同参画に関する調査・研究の実施
- 5 女性の能力向上(女性指導者に対する研修・養成等)
- 6 男性向け講座の実施
- 7 就業講座や起業講座等による女性の就業支援
- 8 個別相談の充実
- 9 男女共同参画社会づくりに取り組む個人やグループの支援及び交流の場の提供
- 10 外国の女性たちとの交流及び国際協力活動の支援
- 11 その他(具体的に:)
- 12 特にない

9 男女共同参画施策について

問42 男女共同参画に関する言葉の認知度

あなたは、次の①～⑫にあげる言葉をご存知ですか。 (〇はそれぞれ1つつ)

※各項目ごとに横に見てお答えください (〇はそれぞれ1つつ)	る よく 知っ てい	る 聞 いた こと があ	知 ら な い
① 女性差別撤廃条約	1	2	3
② 男女共同参画社会基本法	1	2	3
③ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)	1	2	3
④ 男女雇用機会均等法	1	2	3
⑤ 育児・介護休業法	1	2	3
⑥ 延岡市男女共同参画推進条例	1	2	3
⑦ 延岡市が平成12年に男女共同参画都市を宣言したこと	1	2	3
⑧ ストーカー行為の規制や、被害者に対する援助措置等を定めた 法律(ストーカー規制法)	1	2	3
⑨ リプロダクティブヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康/権利)	1	2	3
⑩ 固定的性別役割分担意識	1	2	3
⑪ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)	1	2	3
⑫ ジェンダー(社会的・文化的につくられた性別)	1	2	3

問43 男女共同参画に関する言葉を見聞きした場所

あなたは、問42の①～⑫の言葉をどういふ場面で見たり聞いたりしましたか。

(〇はいくつでも)

1 県や市が開催する研修会、フォーラム等	
2 民間団体が開催する研修会、フォーラム等	
3 新聞、雑誌、テレビ等のメディア	
4 その他(具体的に: _____)	
5 見たり聞いたりしたことはない	

問4 4 市が推進すべき男女共同参画施策について

「男女共同参画社会」を形成していくために、今後、市は特にどのようなことに
力を入れたらよいと思いますか。 (〇は3つまで)

- 1 学校教育における男女平等教育の推進
- 2 女性の社会的な自立を目指す講座等の開催
- 3 男女共同参画社会づくりについての広報・啓発活動の充実
- 4 福祉、健康、労働などの相談業務
- 5 働きやすい職場環境の整備
- 6 行政の審議会に女性委員を増やすなど、女性の行政への参画の推進
- 7 男女共同参画に関する情報提供や交流、相談、教育などを行う施設の充実
- 8 保育・介護に関する福祉の充実
- 9 地域活動やボランティア活動の支援
- 10 市の推進体制の充実
- 11 その他(具体的に:)

◎男女共同参画社会づくりに関する市の施策についてご意見がございましたら、ご自由にお書きください。

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

このアンケート調査票は、同封の返信用封筒に入れ、切手をはらずに
そのまま 12月6日(金)までに郵便ポストにご投函ください。